

## 令和元年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示69号

令和元年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月7日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年6月20日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和元年第2回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月20日（木曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
-------------	-----------

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。本日は、令和元年第2回まんのう町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともに御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

まず、町民の皆様に深くおわび申し上げます。

4月22日に記者会見にて発表いたしました元町会計室長の男性職員による公金不正流用事件につきましては、本町の顧問弁護士にて告訴の手続きをしておりましたが、先般、6月17日に正式に告訴が受理され、今後は警察による正式捜査が行われる見通しであります。

また、内部調査とあわせて公認会計士による外部調査を行っております。

町民の皆様方を初め、多くの方々の町政への信頼を失墜する結果となりましたことは、私自身、町政をあずかるものといたしまして、極めて遺憾で痛恨のきわみであります。心より深くおわび申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こることのないよう、事案の徹底解明、被害回復、再発防止、全庁的な綱紀粛正を図り、全職員一丸となって皆様の信頼回復に向けて誠心誠意努めてまいります。まことに申しわけありませんでした。

本日上程いたしておりますのは、議案7件、報告2件でございます。慎重審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに町長から、地方自治法第180条の第1項の規定に基づく専決処分報告2件、地方自治法第149条の規定に基づく議案7件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成31年2月22日、平成31年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 平成30年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）ほか10件が審議されております。

平成31年2月25日、香川県中部広域競艇事業組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 香川県中部広域競艇事業組合と丸亀市との間におけるモーターボート競争施行に係る事務委託に関する規約の協議ほか3件が審議されております。

平成31年2月26日、平成31年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号 平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）ほか9件が審議されております。

平成31年3月25日、平成31年第1回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 平成30年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算（第3号）ほか3件が審議されております。

令和元年5月27日、令和元年中讃広域行政事務組合議会5月定例会が開催され、議案第1号 監査委員（議員選出）選任の同意についてほか4件が審議されております。

令和元年5月30日、令和元年第1回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第1号 仲多度南部消防組合財産の取得についてほか2件が審議されております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成31年1月分から31年4月分の一般会計収支、各特別会計収支の出納検査の報告が参っております。

次に、町長より、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第3号として、平成30年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第4号として、まんのう町土地開発公社の経営状況に関する書類、報告第5号として、一般財団法人ことなみ振興公社の経営状況に関する書類、報告第6号として、有限会社仲南振興公社の経営状況に関する書類の提出がありましたので、タブレットに掲載し、報告にかえさせていただいております。

なお、書面での報告書が必要な議員の方は、後ほどお渡ししますので、申してください。

以上、議会報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

## **日程第1 議会運営委員会報告**

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

**○白川皆男議会運営委員長** 議会運営委員会の6月定例会運営に関する報告を申し上げます。

6月18日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長公務出張のため、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、6月定例会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より7月2日までの13日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（まんのう町税条例等の一部改正について）

日程第10 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第11 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第12 議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定について 建設経済常任委員会付託

日程第13 議案第4号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託

日程第14 議案第5号 字の区域の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第15 議案第6号 字の区域の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第16 議案第7号 財産の取得について 総務常任委員会付託

議案第7号については総務常任委員会付託としますが、満濃南こども園の用地となりますので、教育民生常任委員会との合同審査とします。

一般質問は、6月21日、24日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時17分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

**日程第2 会議録署名議員の指名**

**○田岡秀俊議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、三好勝利君、14番、大西豊君を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

**○田岡秀俊議長** 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月2日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決しました。

### 日程第4 町政報告

**○田岡秀俊議長** 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 町政報告の前に、5月1日、新元号「令和」の時代がいよいよ始まりました。30年4カ月にわたる「平成」の時代は昭和天皇の崩御と新天皇の即位で始まり、普賢岳噴火、阪神淡路大震災、東日本大震災などの災害を乗り越えてきました。

天皇皇后両陛下は被災地を何度も見舞われ、避難所の体育館で避難された人々に寄り添うお姿に多くの国民は鮮明に記憶し、感慨を受けました。そして、一貫して平和に思いをめぐらせ、憲法が定める象徴としての天皇像を常に探求熟慮され、実践されてこられたことと思っております。

新たに始まった令和の時代に、まんのう町も未来志向で、さらに新創造に努め、日々、地道な努力を重ねてまいります。町民の皆様と連携し、よりよいまんのう町の未来をつかっていきたいと考えておりますので、今まで同様、深い御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

それでは、3月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、国内の経済状況では、個人所得は顕著に回復しているものの、景気は足踏み感があり、日銀の大規模金融緩和策による低金利の長期化や人口や企業数の減少、10月から始まる消費税の増税などが影響し、地銀の経営状況などを見ますと、取り巻く環境は厳しさを増し、3月の決算期で全体の7割が減益か赤字となっております。

そして、日本銀行高松支店が5月16日に発表いたしました香川県金融経済概況によりますと、県内の経済情勢は設備投資は高水準となり、個人消費は着実に持ち直して、公共投資、住宅投資は下げどまりが見られ、企業の生産動向、雇用者所得は緩やかに持ち直していると報告されております。

こうした状況において、平成30年度のまんのう町の財政状況は、一般会計の決算見込み額、歳入111億3,844万円、歳出104億8,754万円で、翌年度への繰越額1億6,441万円を差し引くと、4億8,649万円の決算見込みとなりました。

また、香川県が先日発表した2019年版100の指標から見た香川では、家計と住まい、産業と労働、福祉と医療など8分野に分類し、香川県の1世帯当たりの貯蓄率は連続して全国3位など、さまざまな観点から報告されており、まんのう町がまとめているデータブックとあわせて今後の施策の参考にしたいと考えております。

次に、3月末現在の本町の住民基本台帳人口は、去年同期と比べまして235名減の1万8,599人となっております。そのうち65歳以上の高齢者は20人増となったことから、高齢化率は36.28%と去年同期比で0.58ポイント増加し、人口減少の流れの中、高齢化は引き続き増加傾向となっております。

転入者、転出者で人口を捉える社会的増減では、平成30年度は転入者417人、転出者468人で、51人の転出超過による人口減となります。さきに申し上げました235人の人口減少の残り184人は自然減、出生者数から死亡者数を引いた人口減少等となります。

そうしたことから、転入者の拡大、転出者の抑制、加えて出生数増の施策を講じていかなければならないと考えております。

なお、30年度の出生数は全国では91万8,397人で過去最低を更新し、3年連続で100万人を割っている状況で、まんのう町では105人となっております。なお一層の子育て支援策の検討を行いたいと考えております。

また、町内外国人数は197人と42人の増加で、世帯数は36世帯増の157世帯で、去年同期に比して大きく増加となっております。しかしながら、外国人の場合、特に就労環境や居住環境に負うところがあり、一概に増減について捉えられないと考えております。

全体の世帯数は7,445世帯で21世帯の増となっておりますが、引き続き、核家族化、単身世帯が相対的に増加傾向にあることは変わらない特徴であると言えます。

また、4月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機から住民票などの証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始いたしました。早朝から深夜まで休日でも証明書が取得でき、住民サービスの向上が図られるものです。多くの方が利用されるよう周知してまいります。

次に、ことしは統一地方選の年ですが、前半戦の41道府県議選では、地方議員のなり手不足から無投票当選の比率が過去最高、立候補者数が過去最少を記録しました。香川県議会議員選挙におきましても3月29日に告示されましたが、仲多度一区を初め、13選挙区中9選挙区で無投票当選、4月7日に投開票が行われた4選挙区においても投票率が38.4%と、前回48.64%から減少いたしました。

こうした現状を踏まえ、7月には参議院議員選挙が執行される予定であることから、より一層、選挙に関心を持ってもらい、投票率向上につながるよう啓発を行ってまいります。

次に、5月初旬から気温が高く、降水量も少ない状況が続いており、乾燥注意報が発令されるなど火災が発生しやすい状況で、5月にはその他火災で下草の火災発生が2件ありました。

今後の見通しとして、3カ月予報では、6月は前線や湿った空気の影響を受けにくく、平年に比べ曇りや雨の日が少なく、7、8月は前線や湿った空気の影響を受けやすく、平年に比べ曇りや雨の日が多く、気温は平年並みと予測されております。

また、田植えに欠かせない「ユル抜き神事」ですが、満濃池のユル抜きは例年どおり6月15日に行われました。満濃池は日本最大規模のため池であるだけでなく、先人の英知のたまものであり、讃岐のため池農業の最たるものであります。私たちが子孫に伝えていく宝物であると考えております。そして、文化財の位置づけとして、現在、満濃池を国の名勝指定に向けて取り組んでおり、本年1月末に文部科学大臣と文化庁長官に意見具申をしているところでございます。

また、防災関連でございますが、平成31年3月末をもちまして、平成29年6月より勤務いただいた防災アドバイザーが退職されることになりましたが、本年4月からは、同じく元幹部自衛官で、災害の現場経験及び防災知識に精通され、また、他の自治体で防災アドバイザーとして勤務経験のある職員を採用し、勤務いただいております。引き続き、地域防災力の向上や本町の防災体制の強化が図られるものと期待いたしております。

また、昨年度から作成しております総合ハザードマップにつきましては、住民の皆様によりやすいように土砂災害ハザードマップや防災のしおりなどを一つにまとめ、繰り越し事業として実施し、本年度中に全戸配布する予定といたしております。

また、近年、社会問題となっております高齢者ドライバーによる事故が後を絶たず、高齢者免許返納の動きが全国的に広がっております。香川県では昨年度4,000人を超え、前年比5.8%増となる中、まんのう町は一昨年度60人、昨年度61人と横ばい状態でございます。車は買い物、通院など生活の足ではあるものの、事故を未然に防ぐためにも、行政組織内や関係機関との連携を図り、対策を講じたいと考えております。

次に、地方創生関連といたしまして、ものづくり拠点施設となるまんのう町ものづくりセンター「ろくさん会館」が完成し、1年が経過しました。現在、この施設では特産品として力を入れているヒマワリ、カリン、薬草の加工、商品開発などを行っております。現在、それらの特産品関連も一步一步前進しているところではありますが、まだまだ試行錯誤が続いており、特産品としての価値を高められるように、今後も継続して事業を実施していく必要があると思われまます。

また、それにあわせて人材育成や地域雇用、そもそもの課題である農業の6次産業化という課題を、第三セクターや民間企業、金融機関、大学などと連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、ヒマワリ関連事業ですが、ひまわりオイルにつきましては、平成30年度の香川

県産品コンクールにおいて知事賞を、さらに優良ふるさと食品中央コンクールで栄えある農林水産大臣賞を受賞しました。今がチャンスと捉え、オイルの認知度をさらに高めるべく、7月7日にはひまわりまつりと同時開催でひまわりオイルサミットを北海道や兵庫県の市町と開催することとしており、十分にPRを行い、販売促進につながればと考えております。

また、JR四国まんなか千年ものがたりの観光列車ともタイアップし、アテンダントが手まきしたヒマワリを乗客も見られるようにと、7月にはふだん停車しない塩入駅で停車し、実際に乗客にヒマワリ畑で写真を撮っていただくといったことも行います。

次に、琴南未来会議事業でございます。

琴南未来会議につきましては、琴南の住民が主導で地域を活性化していくということで立ち上げた会で、平成30年度で事業としては2年目を迎えました。

その中で、現在、廃校となりました旧琴南中学校利活用検討会では、四つの部会がそれぞれ自主的に活動を行い、高齢者部会のお弁当宅配サービスやスポーツ部会のいきいき運動塾、文化活動部会の山の小さな展覧会、子育て部会のイベントなど、当初、社会実験的に実施していたものが徐々に形になってきております。

また、集落の現状を把握した上で実際にできることが何かを探る集落調査も実施しております。当初より徳島大学の田口太郎先生にコーディネーターとしてかかわってもらい、他県での事例なども参考にしながら、琴南に合ったものが何かを探りながら実施いたしております。

次に、平成27年度より実施されております若者住宅取得補助事業についてでございます。

平成29年度の実績は52件、交付額が約5,000万円となっております。平成30年度の実績におきましては、申請数が53件、交付額が約5,100万円となっており、事業開始以来、人口の流入の促進及び流出の抑制に一定の効果を上げていると考えております。

平成30年度の内訳について見ますと、町内住民が37件で約3,700万円、町外から新たに町内に家を建てたり中古住宅を購入したりした方が16件、約1,400万円となっております。

また、住宅取得補助にあわせて町産材の利用促進を図るため、地域木材利用促進補助事業がございます。平成30年度の実績につきましては2件、交付額が約75万円となっております。平成30年度より町内に設置している若者住宅取得補助事業の看板に本事業の金額をあわせて掲載し、さらには琴南、仲南を通る主要国道沿線に看板を設置したことから、問い合わせが増加いたしております。町産材を用いていただくことで、町の森林利用の拡大や林業の振興の一助になるものではと考えております。

さらに、香川県が実施しております、香川県産ヒノキを住宅に使用すると最大50万円まで補助が出るかがわ県産ひのき住宅助成事業もありますので、さきの町事業とあわせて



御活用いただけたらと考えております。

先般、6月7日に、国において地方創生の第2期となるまち・ひと・しごと創生基本方針が示されましたが、移住増加に向けて地方への関係人口の拡大などが盛り込まれております。まんのう町としても地方創生の次期5カ年計画策定を踏まえ、また、11月7日、8日で開催いたします「全国水源の里シンポジウム」を通して「水」を考え、関係人口をキーワードに町の活性化を図りたいと考えております。

次に、自治会関係でございますが、本年も5月25日の琴南地区町政懇談会を皮切りに、自治会長を初め役員の方々と町政について意見交換をいたしました。今年度も連合自治会の御意見を踏まえ、事前質問とあわせて町の今年度の重点事業をテーマとして、開催地区も6月8日の四条地区、神野地区及び高篠地区、最終6月9日の吉野地区、長炭地区を合同開催として、5会場から4会場開催へ変更いたしました。議事録は集約でき次第、各地区へ冊子を回覧するとともに、ホームページに掲載させていただきます。

次に、健康増進関係では、特定健診とがん検診が一度に受診できる人間ドックの町指定医療機関を本年度より1施設追加し、より多くの方に受診していただけるようにいたしました。

また、予防接種事業では、昨年から全国的に流行が続いております風疹の感染拡大防止のため、本年度から3年間をかけて緊急風しん抗体検査事業を実施いたします。本年度に対象の40歳から47歳の成人男性の方には6月10日にクーポン券を発行しておりますので、医療機関や職場健診などで抗体検査を受けていただき、抗体の低い場合は、早目に予防接種をお願いいたします。

次に、教育関係です。

まんのう町の将来を担う子供たちがよりよい人的・物的環境の中で伸び伸びと成長できるように、引き続き、教育内容と教育環境の整備に鋭意取り組んでまいります。

まず初めに、ここ10年間にまんのう町が進めてきた教育環境や教育の目標、内容、生涯学習の場の充実整備につきましては、平成22年2月に策定いたしました第1次まんのう町教育振興基本計画に基づいて施策を進めてきたところでございます。この基本計画は本年度をもって完了することとなっております。その間、議会や町民の皆様の御支援をいただき、教育振興基本計画の大部分を達成することができました。満濃中学校の統合に始まり、校舎、体育館、図書館等の整備、また、認定こども園や公民館の整備も進んでいるところであります。

また、ソフトの面におきましては、早期支援教育センター、適応支援センター、また、英語教育、35人学級等も整備を進めてきたところであります。

ところで、この第1次教育振興基本は10年が経過し、間もなく終了するわけでございます。ここ数年前から社会は急激な変化を遂げており、その変化のスピードも想像を超えるものであります。さまざまな変化も視野に入れながら、5年後、10年後のまんのう町の教育環境、教育目標の方向性、生涯学習社会のありようを求め、第2次まんのう町教

育振興基本計画の策定を現在進めておるところでございます。

この計画のテーマにつきましては流動的な面もございますが、「自立に向けて協働する創造性に富んだ人づくり（教育立町 まんのうの創造）」ということで具体的な計画を進めているところでございます。

次に、教育振興基本計画以外の取り組みについて御説明申し上げます。

教育環境の整備、充実といたしまして、町立図書館と学校図書館との連携を進めてまいっております。平成28年度から町立図書館の運営会社から各小学校に学校司書の配置を進めておりましたが、蔵書整理や管理を含めた図書館の環境整備が整ってまいりました。昨年度からは各小学校に週3日、学校司書を配置しており、子供たちは環境の整った学校図書館で読書を楽しんでおります。また、自分から進んで調べ学習等も行っております。中学校の図書館も町立図書館の運営者にその運営支援を行ってもらい、学校図書館の環境は以前にも増して充実したところでございます。

人工知能の飛躍的な発達によりまして、社会や教育環境も大きく変化してきているところでありますが、人間が自分で物を考え、自立してAIに負けないような創造的な人間を目指すことは学校教育の使命であります。本をしっかりと読み、読解力を早い段階から身につけておくことが重要であると考えており、読書環境の整備にはこれからも心してまいりたいと考えております。

もう一点は、学校と地域の連携についてであります。

今日の学校を取り巻く課題に対応していくためには、地域の人たちとの連携体制を構築し、その協力を得ることが大切であります。地域の皆様の協力によって実施されます学校支援活動を効果的に実施するために、本年度より学校運営協議会の設置を進めております。各校区ごとに運営委員の選任を進めております。この協議会におきまして、学校長から提案いただく学校の教育目標や教育の重点、学校行事等についても御意見をいただく等の計画をしており、地域に開かれた学校づくりを目指してまいります。

これまでにも、地域の皆様の協力を得るため、学校評価委員や学校評議員の制度がございましたが、これらの制度を充実発展させて、地域とともにある学校、地域に開かれた学校を目指したいと考えております。

続きまして、もう一点は幼児教育の充実についてであります。

満濃南こども園につきましては、建設用地を地権者から本町土地開発公社が先行買収しており、農地法上の転用許可がおりたことから、本町が取得する運びとなり、本6月議会におきまして、その取得についての同意をいただきたくお願いいたします。

今後におきましては、本年度に実施設計業務を発注しており、来年度に造成いたしまして、再来年に園舎を建築し、令和4年4月から新しい園舎での運営を行いたいと考えております。

また、生涯学習の重要性が叫ばれて久しいわけですが、公民館活動を核にして、地域の人たちが生涯学習の場として、心の憩いの場として地域のきずなを強めていけるよ

うに整備、充実に努めております。

今年の3月には神野公民館の新築工事が竣工し、3月31日に落成式を行いました。早速、4月から新しい神野公民館と勤労青少年ホームでの社会教育活動を実施しており、地域の皆さんが気軽に集え、生涯学習の場、地域の拠点施設として利用していただければと思います。

また、生涯学習事業の一環として瀬戸フィルハーモニー交響楽団とヴァイオリニストの大谷康子さんによる森のコンサートを2月17日に開催し、オーケストラと大谷康子さんの音楽とトークに大勢の観客が魅了されました。今後も住民の方々が文化芸術に多く触れられる機会の創出を考えてまいります。

最後になりますが、今年度当初より仲南支所の改修工事を段階的に施工しておりますが、5月の連休明けから、支所の玄関を入れて右側に支所機能及び社会福祉協議会の事務室を内部移転して業務を開始しております。

また、現在、全ての工事完了後の竣工検査を経て事務所内部の整備を進めておりますが、8月には教育委員会を本庁から移転し、まんのう町の教育の拠点として教育の杜構想を推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

新年度を迎え、地方を取り巻く環境はますます厳しく、先行きの見えない状況ではありますが、住民サービスの充実と拡大に努め、さらには今年度に策定が完了いたします新たなまんのう町総合計画につながるまちづくりに邁進していく所存でございますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月4日、臨時会に引き続き、午前10時40分より、第1委員会室におきまして、委員5人出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長出席を求め、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、満濃南こども園について、その他であります。

町長挨拶の後、満濃南こども園園舎統合用地の現地調査を行いました。

その後、第1委員会室に戻り、学校教育課長より、満濃南こども園について説明がありました。

現状については、用地の買収では、町が土地開発公社から買収した土地の合計面積1万2,801.11平方メートル、また、起業地及び進入用仮設道路では、起業地で構造物がないところについての雨土の搬出は完了している。また、進入用仮設道路の設置についてはアスファルト舗装もできているとの説明がありました。

委員より、工事用進入路について、用地買収した土地の中に設置できるか否か検討されたかとの質疑があり、執行部より、現状で工事現場に進入するには、満濃南小学校の校門、また、満濃南こども園のわくわく棟の玄関がある南側の道路しか進入することができない。この道路は子供の通学路になっていることから、そこを工事車両が往来すると、子供たちの安全確保できないことから、検討した結果、北側に仮設道路を設置したとの答弁がありました。

委員より、今後の工程について質疑があり、執行部より、今後の予定では、今年度、造成工事の設計、来年度に造成工事を実施、再来年度に建築工事をして開園する予定であると説明がありました。

次に、6月12日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、所管課長全員の出席を求め、教育民生常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

最初に、福祉保険課より、福祉係では各種医療費の状況、児童手当、障害者福祉、生活保護世帯の状況、また、国民健康保険給付の状況、後期高齢者医療の状況、介護保険事業の状況報告がありました。

また、特別養護老人ホームやすらぎ荘改修工事の進捗状況について、現在、予定どおり順調に進んでいるとの報告がありました。

次に、まんのう町介護保険料の変更について報告があり、これは令和元年10月からの消費税引き上げに伴う経済的影響を平準化する措置で、保険料基準額に対する割合の変更であるとの説明がありました。

また、生活習慣病では主要疾病の総費用額に占める割合や一人当たりの費用額、また、疾病別、市町別に分類した統計資料等をもとに費用額について詳細な説明がありました。

次に、琴南支所長より、内科診療所及び歯科診療所の平成30年度分の診療状況について報告がありました。

内科は対前年比、診療件数100.8%、延べ人数101.9%、診療報酬111.7%とそれぞれ微増となっている。歯科では対前年比、診療件数108.6%、延べ人数108.1%で微増とであるとの報告がありました。

次に、住民生活課より、2月から5月までの事業報告、人口については本年3月末現在の住基人口1万8,599人、うち65歳以上が6,747人であり、高齢化率が36.28%、高齢化が進行していることなど報告。

また、住民異動状況では、県別で転入転出の報告があり、外国人の人口で男63人、女

134人、合計197人で、昨年より42人増。また、住民異動届等の受け付け件数、ごみ収集の状況、火葬事業、し尿処理事業、不法投棄処理件数、また、合併浄化槽設置整備事業、太陽光設備補助金等についてそれぞれ説明がありました。

最後に、前住所地、転出先別転入転出者数、また、地域別人口移動状況について、資料をもとに転入転出者等の状況報告がありました。

委員より、転出先別転入、転出者数の資料の中で高松市に転出者が多い理由は何かとの質疑があり、執行部より、個別の理由は把握できていない。また、転入先で岐阜県が多いのは、外国人の技能実習センターが岐阜にある関係で、一旦、岐阜に入ってから、まんのう町に転入していることによるものである。

また、近年、台湾からの転入者が多いのは、まんのう町に滞在し、文化に触れながら働くワーキングホリデーを利用する人がふえているからであるとの答弁がありました。

委員より、環境衛生の関係で、合併浄化槽がふえて、し尿処理量が減少、また、週2回の生ごみ処理を外部委託することから、職員数は減らすのかとの質疑があり、執行部より、収集関係については委託している部分もあることから、臨時職員を2名減らしているとの答弁がありました。

委員より、マイナンバーカードによる住民票等のコンビニ交付の利用状況について質疑があり、執行部より、コンビニ交付は4月より開始しまして、発行件数については4月、5月ともに8件ずつ利用であった。今後、多くの方に利用されるよう周知していくとの報告がありました。

委員より、不法投棄の主な投棄物は何かとの質疑があり、執行部より、平成30年度では15件の不法投棄の通報があり、この中で主なものとして自転車が7台、テレビ6台、洗濯機2台であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、30年度の母子手帳の交付状況、2月から4月までの各種主要行事、事業報告がありました。

また、中讃圏域健康生きがい中核事業フィットネス利用実績では、平成30年度の満濃、仲南会場の両施設を合わせた利用者数は1万2,738人で、一日当たりの利用者数は43人、対前年比で518人の減との報告がありました。

また、社会福祉協議会に委託している子育て支援事業利用実績で、平成30年度の延べ利用者数は2,181人で、一日当たりの利用者数は親子で9人との報告がありました。

委員より、母子手帳の交付状況で、第1子、第2子、第3子それぞれの人数は何人かとの質疑があり、執行部より、平成30年度の交付状況では、第1子目が39人、第2子目が38人、第3子目が19人、第4子目以上が9人であるとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、3月から5月の実績報告、令和元年6月1日現在、町内園児、児童生徒数について報告がありました。また、満濃南こども園施設整備計画について説明がありました。

委員より、町のホームページに、5月10日に小学校の給食調理の業務委託について入

札が執行され、落札されたとの記載があったが、これについての経緯、また、今後の方向性について説明いただきたいとの質疑があり、執行部より、調理業務の委託に至った経緯について、現在、町内に給食調理場は四条こども園と高篠こども園を除く1中学校、6小学校、4こども園、11カ所ある。それぞれの給食調理場に調理員が配置されているが、3年くらい前から慢性的な調理員不足であり、急遽、調理員の体調がすぐれない場合、かわりの調理員もいないので、早朝より担当職員が対応しているのが現状である。昨年度、秋以降に学校教育課の職員が給食調理業務に、1人が13日、もう1人が10日の述べ23日間携わっている状況である。そのため、調理員をどのようにして集めるかということで、3年前から人材派遣会社から調理員を派遣してもらっている。現在、この派遣の調理員は中学校で給食調理をしている。また、やめていく調理員の補充をするため、人材派遣会社に依頼したり、ハローワークで募集をしても、なかなか給食調理員が集まらない状況である。このような状況を何とかしなければいけないということで、調理員を確保する手段として、給食調理業務だけを外部委託できないものか考えた。したがって、献立も今までどおり栄養教諭がつくった献立で、食材の調達先も町が今までどおり決める。給食を提供する形態は全く変わっておらず、調理業務のみ外部委託する形態である。保護者への周知について、学校だよりで周知するほか、教育委員会の広報誌「爽風」で紹介したいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、2月から4月までの主要行事報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、天文台、民具展示室の利用状況の報告がありました。また、旧神野小学校跡地整備事業について、また、高篠公民館改築工事について説明がありました。

委員より、二宮忠八飛行館の照明関係工事の時期はいつごろか。また、展示物の交換はどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、照明をLED化する工事については6月末に発注する予定である。展示物については、民間の方に定期的に展示物の交換をしていただいているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後2時7分に委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** 先ほど、教民の委員長の報告の中にありました生涯学習課から出ていた2月から4月までの主要行事報告の中で、高篠公民館改築工事について説明がありましたと聞きましたが、委員会の中でどのような説明があったのか、詳しく教えていただきたいと思えます。

**○田岡秀俊議長** 委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 議長、ちょっと資料を見ているので、ちょっと時間

をいただきたいと思います。

後で調べて報告します。構いませんか。

**○田岡秀俊議長** それでは、ただいまの質疑につきましては、委員長の報告を後でということですので、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

**○田岡秀俊議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

**○松下一美建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月7日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

まず、農地耕作条件改善事業で、南川地区（水路工事）、小規模ため池防災対策特別事業（保全型）におきまして、松尾下池、ため池であります。道中、ヒマワリの作付状況を見ながら、それぞれ現地視察いたしました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、認証検査等についての事業報告がありました。

委員より、炭所東地区の地籍調査はいつごろ完了するののかとの質疑があり、執行部より、炭所東地区については、ゴルフ場も含め、令和5年に完了する予定であるとの答弁がありました。

委員より、実績報告書の中に現地確認不能101筆とあるが、全くわからない筆がそんなにあるのかとの質疑があり、執行部より、この現地確認不能地は道の拡幅工事等により県道や町道の中に筆があることはわかっているが、その位置の特定や測量ができない土地であり、所在が全く確認できない土地というものではない。次回より、現地調査不能となった理由ごとに分けて提示するとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係では、定例会等の実施状況、農林振興関係の行事報告、満濃農村環境改善センター利用状況等の報告がありました。

また、令和元年度のヒマワリ作付状況約21ヘクタールについて、また、森林環境譲与税の各年度の譲与額、市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準の説明がありました。森林環境税は2024年度に施行される予定で、それに先立つ19年度から森林環境譲与税が施行される。まずは約200億円が全国自治体に配分され、以降、順次増額され、令和3年度から毎年約600億円の使途が自治体に委ねられることとなる。2024年度か

ら施行される森林環境税は年額1,000円を住民税に上乗せする形で、日本国内に住所がある個人から徴収するというもので、対象は住民税を納める約6,000万人で、将来的な税収は600億円程度を見込むものである。この市町村が徴収した税金は、一旦、国の特別会計に払い込まれ、その後、森林環境譲与税という名前で市町村や都道府県に配られるとの説明がありました。

委員より、森林環境譲与税は50%が私有林人工面積、20%が林業就業者数、30%が人口の比率によって配分されるとなっているが、実際、森林面積が広い自治体の多くは人口も少なく、大した金額が集まらない。一方で人口の多い大都市を抱える自治体が優遇され、その何倍もの額が配分される。これでは林業地域の取り分が目減りするおそれがあり、人口割は納得できないとの意見があり、執行部より、配分基準に人口を入れたのは、消費地である都市部の木材利用を促し、価格下落を防ぐのが狙い。公共施設の木造化などに充てるのを想定している。この結果、人口を考慮して配分計算するため、林業が盛んではない都市部も相対的に多い額が配分される。譲与税は森林の荒廃や林業の担い手不足に悩む自治体を支援するため創設したものである。今後、譲与税の使い道などを精査し、必要に応じて制度を見直すよう町村会、また県等と協議し、要望していくとの答弁がありました。

次に、ものづくりセンターより、平成30年度ひまわりオイル販売実績について報告がありました。昨年7月当初の販売状況は認知度が低いと低迷していたが、栗林庵等の試食イベントや、かがわ県産品コンクールにおける県知事賞や全国優良ふるさと中央コンクールでの最優秀賞となる農林水産大臣賞の受賞を通して認知度が次第に高まってきており、年度総数では町内配布分も含めて5,870本、販売金額が696万7,458円であったとの説明がありました。

委員より、ひまわりオイル事業の売り上げの採算ラインについて質問があり、ものづくりセンターより、人件費を除けば大小のボトルを合わせて約3万本、人件費を含めると約5万本の売り上げが必要になるとの答弁がありました。

また、委員より、ひまわりオイルの販売店や購入方法をわかりやすく明示しておくことで全ての年齢層を対象とした販売促進につながるため、PRの方法に工夫をするよう意見がありました。

また、委員より、ひまわりオイルを学校給食に使用する件について質疑があり、ものづくりセンターより、各小中学校に使っていただけるように納品を済ませているとの答弁がありました。

そのほかにも、委員より、ヒマワリ生産者によるひまわりオイルの独自販売の可能性や全国ひまわりオイルサミットの開催について、営業活動員の確保の必要性などについて等、質問や意見がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係につい



て、それぞれ説明と報告がありました。

委員より、地元より町道整備について3年前から要望してもなかなか進まないのだが、どうなっているのかとの質疑があり、執行部より、旧満濃地区では平成28年度からの3年間で要望件数が91件あったが、そのうち対応済み、また着手できているのは3割か4割程度にすぎず、残り半分以上は着手にも至っていない状況である。また、要望以外にも緊急を要する工事が出てきた場合、そちらを優先する。さらに町政懇談会でも追加要望が出てくる。つまり年度内にできる道路整備、改修の予算を大幅に超える件数の要望が出てきている状況であるため、要望してから何年後に取りかかるといった見通しが立てにくい状況であるとの答弁がありました。

委員より、今のやり方では工事が追いつかなくなると思うが、何か考えはあるかとの質疑があり、執行部より、今のやり方だと要望もふえるばかりで、予算を幾ら増額しても、今後も同じ状況が続くと思われる。例えば要望を各地区で何件といったライン（基準）を決める等、要望形式というやり方を根本的に見直すべきと考えたとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後2時57分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

**○田岡秀俊議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月13日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員6名、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

初めに、総務課より、2月から5月までの事業報告、町内火災発生状況、交通事故発生状況、高齢者免許返納者状況等の報告がありました。

委員より、以前から要望している四条交差点のスクランブル交差点について、現場をいつも見られている地元の方の意見を聞いて協議しているかとの質疑があり、執行部より、地元の方はもとより、学校、PTA、また、交通指導員や地域で交通を見守っていただいているボランティアの方々の意見や要望も伺っている。また、道路を管理している県の土

木事務所や警察とも数年前から協議しているが、完全な解決には至っていないとの答弁がありました。

委員より、免許返納に関連して、最近、高齢者ドライバーによる交通事故がふえている。主な事故原因としてアクセルとブレーキを踏み間違えるといったことが報道等で行われている。例えば踏み間違えを防止する装置のついた車を購入する際、補助をするとといったような考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町は都市部と違い免許返納すると生活に支障がでるため、ちゅうちょしている方が多い。一方では、交通事故で被害者にも加害者にもなってはいけない。その対策を進めていくのに、当町では、現在、デマンドタクシーのみであるため憂慮している。今後、安心して免許返納できる対策についていろいろな方から意見を聞いて、引き続き、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、中讃広域行政組合企画協議会について報告、出資法人関係等では、町土地開発公社、ことなみ振興公社、仲南振興公社、グリーンパークまんのうの事業報告及び決算報告、指定管理者・出資法人評価委員会の結果報告、第2次まんのう町総合計画策定状況の報告がありました。

コミュニティー・自治会関係では、まんのう町連合自治会、町政懇談会開催日程の説明がありました。

交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシー利用状況報告、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告、ものづくりセンターでは、平成30年度3月期ひまわりオイル販売実績で販売本数の推移、売上金額の推移、また、試食アンケート結果、今後の展開について、また、若者住宅取得補助金の交付状況、まんのう町ふるさと納税集計結果等について報告がありました。

委員より、香川県はオリーブオイルが有名で、PRに非常に力を入れている。ひまわりオイルについての県の対応はどうかとの質疑があり、執行部より、昨年度、県知事賞を受賞しており、県にも力を入れてもらうため、町長を初め、販売者、ひまわり生産者など関係者が直接知事へひまわりオイルのPRに注力いただけるよう要望したとの答弁がありました。

委員より、まんのう町のひまわりオイルは品質も国内トップレベルのよい商品であり、高価である。販売促進を考えた場合、高価であるがゆえ、それなりの販売路を検討する必要があるのではとの意見があり、執行部より、グリーンパークまんのうとろくさん会館のスタッフが114銀行のアドバイスも受け、大手販売店や料理関係者に売り込みをしているほか、空港売店や地元取扱店の開拓など、地道に販路の拡大に取り組んでいるとの答弁がありました。

ほかにも、委員より、ひまわりオイル関係、若者住宅取得補助金関係、また、公の施設の指定管理者に対する評価結果について質疑、意見があり、執行部よりそれぞれ説明、答弁がありました。

次に、税務課より、町税について、固定資産税の調定額は10億4,200万円余りで

微増、軽自動車税の調定額は7,400万円余りで増額傾向にあるとの報告がありました。

次に、会計室より、平成30年度会計の最終処理を行っているところで、一般会計の歳入見込み額111億3,844万円、歳出決算見込み額104億8,754万円、歳入歳出差し引き残額6億5,090万円である。なお、差し引き残高の中に翌年度へ繰り越すべき財源の予定額1億6,441万円が含まれており、これを差し引いた翌年度への繰越見込み額は4億8,649万円であり、前年度と比べ1億2,270万円の増であるとの報告がありました。

次に、琴南支所長より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受け付け件数について報告がありました。

次に、仲南支所より、2月から5月までの事業報告、窓口業務受け付け件数、町マイクロバス運行実績についての報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時45分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、議場の時計で11時5分まで休憩といたします。

**休憩 午前10時49分**

**再開 午前11時05分**

**○田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

先ほどの鈴木議員の質疑に対する委員長の答弁を求めます。

委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 先ほどの鈴木議員の質問に報告します。

平成30年度高篠公民館建設委員会を3回開催し、基本計画を完成し、本年度、全ての問題が解決し、実施基本計画図が完成し、来年度から工事を行う予定である。以上です。

**日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）**

**○田岡秀俊議長** それでは、引き続き、日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告につきまして御

説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、平成31年3月31日付で、別紙専決処分書のとおり、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 税務課長、池下尚治君。

**○池下税務課長** 報告第1号、専決処分について説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、国が行う税制改正について、平成31年3月の国会で法律改正されました地方税法並びに地方税法施行令の改正に伴い町条例等の改正を行うものでございます。

今回の法律改正に伴い、この6月議会には、税務課から、報告第1号、この後の報告第2号、議案第2号の三つを上程させていただいております。

既に改正されております法律の中で、施行日が本年4月1日並びに6月1日のものにつきましては専決処分を行い、報告第1号、報告第2号として上程させていただいております。

また、10月1日以降で施行されるものにつきましては、議案第2号で上程させていただいております。

それでは、報告第1号 まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、改正前、改正後の新旧対照表のほうをごらんください。

今回の改正において、国民健康保険の税率や割合が変わったものはございませんが、2点ほど改正されております。

1点目は国保税が上がる方についてです。1ページの第2条で、国民健康保険税のうち基礎課税額の限度額が58万円から61万円に改正されております。国民健康保険税は所得に応じて計算していきませんが、所得の高い方を計算したときに保険税額が100万円、200万円という金額になっても、法令の限度額を超えて課税はできないという内容です。今回の改正により、一番高い人が93万円から96万円に引き上がることとなります。

2点目は国保税が下がる方についてです。第21条は保険税の軽減に関する改正です。こちらでも現行の税率や計算式で税額を算出しますが、(2)の要件の所得に満たなかった世帯は、保険税額を5割減額するという内容です。今回はその判定要件の所得が27万5,000円から28万円に引き上がることとなります。

(3)は、2割を軽減する要件の所得が50万円から51万円に引き上がることとなります。

今回の改正による税収見込み等の影響は、保険税が上がる方は約30人で90万円程度の増収、5割軽減は15世帯程度ふえ、60万円前後の減収の見込み、2割軽減は15世帯程度ふえ、20万円前後の減収見込み、プラスマイナスで大きな変動はないと考えてお

ります。

今回の改正につきましては、上位法にあわせて町の条例を整合させたものですので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

## **日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（まんのう町税条例等の一部改正について）**

**○田岡秀俊議長** 日程第9、報告第2号 専決処分の報告について（まんのう町税条例等の一部改正について）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第2号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、平成31年3月31日付で、別紙専決処分書のとおり、まんのう町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくをお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 税務課長、池下尚治君。

**○池下税務課長** 報告第2号 まんのう町税条例等の一部改正の専決処分について説明をさせていただきます。

報告第2号につきましても報告第1号と同様に、上位法である地方税法並びに地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、上位法令との整合を図るため、町税条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表のほうをごらんください。

1ページ、第34条の7の改正はふるさと納税制度の見直しです。地方税法第314条の7で返礼品の割合を3割以下とする。また、返礼品は地場産品とする内容で特例控除対象寄附金として項目に追加されましたので、関連する町民税の寄附金税額控除の所要要件の部分を整合させております。

2ページの附則第7条の3の2は、地方税法附則第5条の4の2で住宅ローン控除の個人住民税における適用手続における要件の緩和です。住宅借入金等特別税額控除については、住民税の納税通知書が送達されるときまでに申告書の提出があることとされておりましたが、納税通知書が送達された後でも、所得税の還付申告等により控除が適用される場合は、個人住民税も適用されることとなりましたので、それに対応するよう町条例の所要

部分を整合させております。

3 ページ、附則第 7 条の 4 から、4 ページ、第 9 条の 2 までは、先ほど説明しましたふるさと納税の改正に伴う規定の整備です。

5 ページ、附則第 10 条の 2 から 8 ページの 13 までは固定資産税の減額措置に関する改正です。国による盛り土、高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の減免措置が法附則第 15 条の項に追加されましたので、町の附則もそれに整合させ、項の追加によって生じる条ずれ等を修正しております。

8 ページ、附則第 16 条から 12 ページの 2 条までは、軽自動車税の種別割の税率の特例で、地方税法附則第 30 条の改正に伴う規定の整備です。附則第 16 条は軽自動車税のグリーン化特例について 3 段階で改正するもので、重課を平成 31 年度に限ったものとし、平成 29 年度分の軽課を削除するものです。

12 ページの第 2 条から 14 ページの第 3 条までは、これも軽自動車税に関する改正です。

平成 28 年改正法案第 2 条において改正され、令和元年 10 月 1 日に施行される予定の軽自動車税関連の改正を一部改正するものです。

14 ページ、第 1 条から 17 ページまで、これは法人町民税の申告に関する改正です。

大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の申告書等の提出方法の柔軟化で、災害や電子通信回線の故障等の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定する内容です。

18 ページ、19 ページは、今回改正の施行日や経過措置を明記したものです。

以上、簡単ではございますが、報告第 1 号 まんのう町税条例等の一部改正等について御説明申し上げました。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、報告内容の説明を終わります。

本案は議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

## **日程第 10 議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第 10、議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第 1 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和元年 5 月 15 日に公布されました国会議員の選挙等の執行経費の基

準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律により、投票所経費等の基準額が改定されたことから、選挙長等の報酬についても改正を行うものでございます。

従来、まんのう町では国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められた金額をもとに報酬額を定めていることから、このたび報酬額の欄を金額の表記から「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条に規定する額を適用する。ただし、投票立会人及び期日前投票立会人について、投票時間の半分従事したときは、国が定める基準額の2分の1の額とする。」としました。

具体的にはタブレットに資料を示しておりますが、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人につきましては100円の増額、それ以外の選挙長ほか選挙従事者については200円の増額で、半日従事者はそれぞれ半額分の増額となります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第11 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について

**○田岡秀俊議長** 日程第11、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律「平成30年法律第3号」、また、これに関連する地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月31日に公布されたことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 税務課長、池下尚治君。

**○池下税務課長** 議案第2号の説明をさせていただきます。

まんのう町税条例等の一部を改正する条例、新旧対照表のほうをごらんください。

議案第2号につきましても、報告第1号、報告第2号と同様に、上位法である地方税法並びに地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、上位法令との整合を図るため、町税条例の一部を改正するものでございます。

1 ページの第36条の2第6項は町民税の申告書記載事項の簡素化で、法第317条の2で施行規則で定める記載によることができるようになりました。

2 ページ、第36条の3の2、3の3は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の記載について、現行の扶養親族に加え新たに単身児童扶養者という文言が創設されております。単身児童扶養者とは、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者で、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けているひとり親ということでございます。

3 ページ、第36条の3の4は、第36条の2の改正に伴う条ずれ等規定の整備です。

4 ページからは軽自動車税に関する附則の改正です。

第15条の2は、軽自動車の取得時に係る軽自動車税の環境性能割について臨時的期間の規定を新設し、電気自動車やハイブリッド車などの環境性能割にて軽減するものです。

第15条の2の2は、県知事が前項の賦課徴収の軽自動車に該当するかを判断する事項が新設されております。

5 ページ、第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設したものです。

第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正し、重課の規定を整備し、令和2年度及び令和3年度分に軽課を新設したものです。

第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について国土交通大臣の認定に基づいて判断するもので、前条の改正に伴い新設するものです。

ここまでの本年度中に施行される予定のものです。

8 ページ、第2条、ここからは令和3年1月1日以降に施行されるものです。

第24条は、これは子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置です。先ほど説明しました単身児童扶養者について、合計所得金額が135万円（給与収入で204万円）以下の方が非課税の対象となります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、令和3年4月1日からの適用を規定したものです。

第16条の2は、条ずれの修正です。

10 ページの第3条、たばこ税に関する経過措置で、表中の字句を訂正するものです。

11 ページから最終12ページの附則は、今回改正の施行日や経過措置を明記したものです。

以上、簡単ではございますが、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

### 日程第12 議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定について

○**田岡秀俊議長** 日程第12、議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町森林整備促進基金条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本年4月1日より森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境譲与税を森林整備等の事業に有効に活用するために基金を新設するものでございます。

森林環境譲与税の開始を契機に、豊富な森林資源を有する本町としましては、今まで活用されていなかった天然木材のまき利用など、さらなる木材の伐採や搬出に対しての事業を推進し、木材需要の創出を行って、森林整備と森林資源利用に本基金を活用し、取り組みたいと考えております。

また、町が整備する公共建築物の木造改修や木質化への財源として本基金を活用し、町産木材の利用の促進を行い、森林の適正な整備や地域経済の活性化を行っていきたくと考えております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
ただいま議題となっております議案第3号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

### 日程第13 議案第4号 まんのう町道路線の認定について

○**田岡秀俊議長** 日程第13、議案第4号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第4号のまんのう町道路線の認定について、その提案理由を申し上げます。

町道上真野宮前線は幅員が4メートルとなっております。本路線は町道上真野線と町道

宮前線を結ぶ道路であり、通り抜けすることが可能です。また、接している町道宮前線は一部幅員が2.6メートルと狭く、有事の際には本路線が迂回路としての機能を果たすと考えられます。以上のような理由より、本議案を提案させていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

#### **日程第14 議案第5号 字の区域の変更について**

**○田岡秀俊議長** 日程第14、議案第5号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第5号の字の区域の変更について、その提案理由を申し上げます。

字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町の字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書及び字界変更位置図をごらんください。

変更調書の1、仲多度郡まんのう町炭所東字山畑に炭所東字地田351番2を編入するものでございます。

この案件は、平成30年度地籍調査の一筆地調査を実施したところ、土地所有者から隣接地である山畑への合筆要望がありましたので、不動産登記法第41条の規定により、合筆処理をする上で同じ字名でないと合筆できないため、字界を変更するものでございます。

なお、この新しい字界の効力の発生は、議会の議決をいただき、町の告示日からとなります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

## 日程第15 議案第6号 字の区域の変更について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第6号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号の字の区域の変更について、その提案理由を申し上げます。

字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本町の字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書及び字界変更位置図をごらんください。

変更調書の1、仲多度郡まんのう町炭所東字山畑に炭所東字荒井川648番2を編入するものでございます。

この案件は、平成30年度地籍調査の一筆地調査を実施したところ、メガネ地字となっておりますので、字界を変更するものでございます。

なお、この新しい字界の効力の発生は、国土調査法第19条第2項の認証日からとなります。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

## 日程第16 議案第7号 財産の取得について

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号の財産の取得について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、まんのう町吉野字中村23番2、公衆用道路91平方メートル、同所

24番3、公衆用道路49平方メートル、同所29番3、公衆用道路50平方メートル、同所30番3、公衆用道路5.58平方メートル、同所31番2、公衆用道路31平方メートル、同所32番、田611平方メートル、同所33番、田1,819平方メートル、同所34番、田1,119平方メートル、同所36番、田859平方メートル、同所39番、田667平方メートル、同所41番、宅地282.93平方メートル、同所43番、田865平方メートル、同所44番1、田1,326平方メートル、同所44番2、公衆用道路24平方メートル、同所61番1、田901平方メートル、同所61番2、公衆用道路8.17平方メートル、同所62番2、墓地56平方メートル、同所62番3、宅地676.43平方メートル、同所63番、田1,161平方メートル、同所68番1、田2,164平方メートル、同所68番3、公衆用道路19平方メートル、同所73番2、用悪水路16平方メートルの合計23筆1万2,801.11平方メートルの土地でございます。

取得金額は、9,205万2,710円で、仲多度郡まんのう町吉野下430番地、まんのう町土地開発公社理事長、栗田昭彦より取得するものでございます。

本財産につきましては、まんのう町立満濃南こども園の園舎の統合に当たり、その建設用地を取得するものでありますが、その用地取得費に対して起債を充当させるためには事業の連続性が必要であるため、平成29年度よりまんのう町土地開発公社が従前の所有者と買収に係る交渉を実施し、平成30年度に先行取得を行っていたもので、本年4月4日に農地法に規定する農地転用申請が許可されたことから、本町が取得するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託し、教育民生常任委員会との合同審査といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす、6月21日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

**散会 午前11時41分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員